

第6次高槻市総合計画
(行政素案)
総論修正案

令和2年2月10日

高槻市

目次

| | |
|----------------------|----|
| 総論..... | 1 |
| 第1章 はじめに | 1 |
| 1 計画の名称..... | 1 |
| 2 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 3 計画の概要..... | 1 |
| 4 策定の考え方 | 2 |
| 第2章 計画策定の背景 | 4 |
| 1 高槻市の概要 | 4 |
| 2 高槻市の特長 | 5 |
| 3 土地利用の状況..... | 7 |
| 4 人口・財政の状況 | 7 |
| 5 高槻市を取り巻く社会環境..... | 10 |
| 6 市民の意識..... | 13 |
| 基本構想 | 15 |
| 基本計画 | 17 |
| 第1章 基本計画の概要 | 17 |
| 1 基本計画の位置付け | 17 |
| 2 計画の構成..... | 17 |
| 第2章 施策体系別計画 | 17 |
| 施策体系一覧 | 18 |

総論

第1章 はじめに

1 計画の名称

本計画名称は、「第6次高槻市総合計画」とします。

2 計画策定の趣旨

本市では平成22（2010）年度に「第5次高槻市総合計画（高槻市総合戦略プラン）」を策定し、令和2（2020）年度までを計画期間として、まちづくりを進めてきました。

この間、少子高齢化の一層の進行や相次ぐ自然災害の発生など、本市を取り巻く状況は変化しており、特に、昭和40年代に大阪・京都の住宅都市として、全国的にもまれに見る人口急増を経験した本市は、今後、社会保障関係費等の増大や公共施設の老朽化対策など、行財政面を始め、様々な課題に直面することが想定されます。

このような状況の中で、持続的な成長を次代につなげていくため、引き続き、議会や市民、事業者等とともに魅力あるまちづくりを進めていくための中長期的な方向性を示す計画として、第6次高槻市総合計画を策定するものです。

3 計画の概要

(1) 計画の位置付け

総合計画は、まちづくりの中長期的な方向性を示し、総合的かつ計画的な行財政運営を行うためのビジョンとなる計画とします。また、各行政分野において策定される個別の行政計画は総合計画に示す方向性と整合を図ることとします。

なお、これまで総合計画（基本構想）については、議会の議決を経て策定することが義務付けられていましたが、平成23（2011）年の地方自治法改正において、この規定は削除され、基本構想の策定は市町村の判断に委ねられることとなりました。

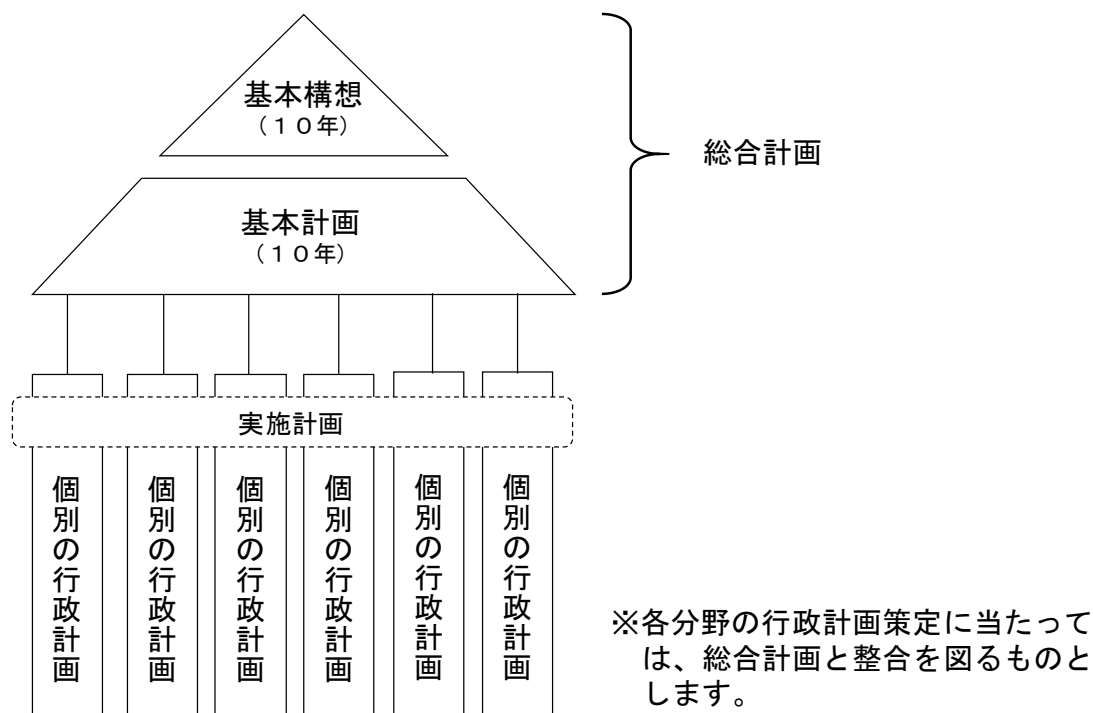
本市は、総合計画に掲げるまちづくりを市民の皆さんと共有し、ともにまちづくりを進めていくため、基本構想については、令和元年に制定した高槻市総合計画策定条例に基づき、地方自治法の改正前と同様に議会の議決を経ることとします。

(2) 計画の構成

総合計画は、基本構想及び基本計画の2層構造とします。基本構想では、まちづくりの目標となる将来の都市像を示し、基本計画では、基本構想を踏まえ、本市のまちづくりの方向性を示します。なお、計画期間中の行財政運営に当たっては、実施計画により、基本計画で示された施策の推進を図ります。

(3) 計画の期間

計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。ただし、基本計画については、必要に応じて見直しを行います。



4 策定の考え方

(1) 経営的な視点を持った計画とします

本市の更なる発展のためには、魅力あるまちづくりに着実に取り組み、明るい未来を創生していくことが必要です。一方、少子高齢化の進行などの社会環境により、厳しい財政状況が想定されるため、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくことが求められています。

本計画は、これまで取り組んできた行財政改革大綱の考え方を踏まえ、「市民ニーズへの対応（施策の実現）」と「健全財政の維持（財源等の確保）」を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。

(2) 行財政運営の基本となる計画とします

限られた経営資源を戦略的に配分し、効果的なまちづくりを行うためには、経営資源を配分した結果を確認し、状況に応じて配分の在り方を見直していくマネジメントの仕組みが重要となります。

本計画は、そのような Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）に沿って進行管理を行い、効果的・効率的に取り組を推進する計画とします。

(3) 各種の行政計画の基本となる計画とします

本計画は、まちづくりの目標となる将来の都市像を示す「基本構想」と、本市のまちづくりの方向性を示す「基本計画」で構成する簡潔で分かりやすい計画とし、各行政分野の施策の詳細については、各行政分野において策定される個別の行政計画に委ねることとします。

第2章 計画策定の背景

1 高槻市の概要

(1) 位置・地勢

本市は大阪府の北東部にあって、大阪市と京都市のほぼ中間に位置しています。北は北摂山地に連なる山並みと丘陵、南は山間から流れ出る芥川・檜尾川などによって形成された平野が広がり、琵琶湖から大阪湾に流れる淀川が市域の南の境になっています。

市街地を南北に二分してJR東海道本線と阪急京都線が並走し、さらに、南部では東海道新幹線が、北部では丘陵地を名神高速道路、山間部を新名神高速道路が高槻ジャンクション・インターチェンジを介し、東西に横断しています。

(2) 市の歩み

この地の人々の暮らしは、縄文・弥生の昔から連綿と営まれてきましたが、高槻（地名の興りは「高月」）の名が史上に現れたのは、鎌倉時代から南北朝時代の頃でした。

南北朝期（14世紀中葉）には足利尊氏配下の入江左近将監が城館を設け、戦国時代には、キリシタン大名の高山右近が高槻城主となりました。

江戸時代に入り、慶安2（1649）年に永井直清が高槻城に封ぜられて以後、幕末までに永井氏の領地として発展しましたが、永井氏は特に土木・治水に意を注ぎ、城下町も発展しました。明治2（1869）年6月、版籍奉還で最後の藩主永井直諒は藩知事になりましたが、明治4（1871）年7月に廃藩、同11月、府県改廃によって高槻県は大阪府に編入され、明治7年には城郭も破却されました。

明治22（1889）年4月、町村制の施行により島上郡高槻村、上田部村が合併して高槻村となり、同31（1898）年10月、近辺の村に先駆けて町制が施行され、高槻町となりました。

昭和6（1931）年1月、三島郡高槻町・芥川町・清水村・磐手村及び大冠村の5町村が合併して新しい高槻町が成立しました。さらに、昭和9（1934）年9月には如是村を合併、人口の増加に加えて町勢はますます拡大し、昭和18（1943）年1月、大阪府内9番目の市として市制（人口約3万1,600人、市域64.3k㎡）を施行しました。そして、昭和23（1948）年1月には阿武野村、昭和25（1950）年11月には五領村を合併し、その後、工場の誘致、住宅等の建設により、ようやく田園都市から産業都市への発展の兆しを見せました。その後、昭和29（1954）年2月に市営バスが創業するとともに、昭和30（1955）年4月には三箇牧村を、昭和31（1956）年9月には富田町を合併し、次いで昭和33（1958）年4月、京都府南桑田郡樫田村を合併編入し、新都市としての姿を整えました。

人口は昭和35（1960）年頃から急増し、特に昭和46（1971）年には、年間3万1,800人も増加しました。これに伴い学校建設を中心とする公共施設の整備・拡充など行政需要も増大し、財政は未曾有の危機に陥りました。その後、自主再建により赤字を解消し

つつ、国鉄（現 J R）高槻南駅前市街地再開発などの都市の基礎となる骨組づくりに取り組んできました。

昭和 44（1969）年に第 1 次総合計画を策定し、以降 5 次にわたる計画に基づき、市民、事業者、行政が互いに役割と責任を分かち合い、協力しながら、まちづくりを進め、都市機能の充実や市民福祉の向上を図ってきました。

また、平成 15（2003）年 4 月には、中核市に移行し、大阪府から移譲された保健所業務を始め、福祉や都市計画、環境などの分野の権限をいかした独自のまちづくりを進めています。

2 高槻市の特長

(1) 高い交通利便性

本市は、古くは西国街道、淀川の水運、明治に至って現在の J R、昭和以降は国道 171 号や阪急電鉄などの交通網が整備され、京阪間の拠点として都市が形成されてきました。

現在では、J R 東海道本線の特急・新快速や阪急京都本線の特急の停車駅が所在し、大阪・京都とも約 15 分で結ばれている利便性の高い都市となっています。

また、市営バスを始め、路線バスが鉄道駅ターミナルから市内各地域への放射状ネットワークを形成しており、市域内の移動もしやすい環境が整っています。

さらに、平成 29（2017）年度には新名神高速道路の高槻ジャンクション・インターチェンジが開通し、広域的な自動車ネットワークに直接つながることになり、より一層、交通利便性が高まりました。

(2) 豊かな水と緑、歴史資源による良好な景観

本市は、北部に北摂山系の山並みが連なり、南部は淀川が形成した平地がひろがる北高南低の地勢にあって、芥川が北部山間から南北に縦断して淀川に注ぐなど、水と緑に囲まれた良好な市街地が形成されています。

市北部の緑豊かな森林は自然環境の保全、生物生息空間の確保などの機能を保持しつつ、市街地の背景として、市民に癒しとやすらぎを提供しています。

また、市域の農地は住宅や事業所などの多様な都市機能と共存しながら良好な環境を形成しています。樫田地区・原地区などの北部山間の盆地では農地・里山が一体となって、我が国の古き良きたたずまいを形成するとともに、南部の三箇牧地区・五領地区などの農地は良好な風景を形成しています。

さらに、市域の南端を東西に流れる淀川、市域中央を南北に流れる芥川は水辺空間や都市緑地を創出しています。

一方、近畿地方最古級の弥生集落・安満遺跡や、真の継体天皇陵とされる今城塚古墳、藤原鎌足の墓といわれる阿武山古墳、三好長慶の居城として知られる芥川山城跡などの貴重な歴史遺産が所在し、また、高槻城跡周辺、富田旧寺内町、西国街道沿いなどでは、

現在の市街地につながる歴史と趣のあるまちなみが形成されています。

本市はこれらの豊富な自然、数多くの歴史資源により、良好な景観が形成されています。

(3) 良好な住環境

本市は、交通利便性の高さや良好な景観などを背景として、大阪や京都のベッドタウンとして発展し、北部の丘陵地等におけるゆとりと潤いのある住宅地や、南部における都市的利便性の高い住宅地等、住宅都市として多くの魅力を備えています。

(4) 商工業や学術機関の集積

本市は昭和 20 年代後半から電気・機械を中心とした企業の進出が始まり、幹線道路沿いを中心として、食品加工・医薬などの業種が立地し、近年では工場跡地への物流施設などの立地が見られます。

また、J R 高槻駅・阪急高槻市駅周辺の中心市街地には、店舗、事業所などが集積し、特に飲食・サービス業については大阪府内でも有数の集積を誇っています。

さらに、昭和初期から大阪医科大学や京都大学の研究施設が立地し、その後、平安女学院大学、関西大学、大阪薬科大学が立地するなど、学術機関が集積しています。

これらの学術機関は、公開講座などによる市民への知的資源の還元を行うとともに、地域の課題解決に市や地域と協働して取り組むなどまちづくりにも貢献しています。

(5) 充実した医療

本市は、高度医療を担う特定機能病院である大阪医科大学附属病院を始め、基幹的な役割を担う病院が多く所在しています。そのため、医療機関が連携し、日常の健康管理から救急医療、高度医療までを一貫して提供することができます。

主に軽症患者を診療する初期救急医療機関である高槻島本夜間休日応急診療所は、高槻市医師会・高槻市歯科医師会・高槻市薬剤師会・大阪医科大学等の関係機関の協力を得て、市内医療機関の休診時間帯の急な発熱やけがに対応しています。特に、同診療所では深夜も診療が受けられるため、子育てをされている市民にとっては心強いものとなっています。

また、入院や手術を要する患者に対応する多くの二次救急医療機関、重篤な救急患者に対して高度な医療を総合的に提供する三次救急医療機関が所在しており、さらに、本市と救命救急センターが連携し、救急車に医師が同乗する特別救急隊を運用し、高度な救急業務を行うなど、救急医療体制が充実しています。

その結果、傷病者を市内の医療機関に搬送する割合は全国的にも極めて高い水準を誇っています。

このように、本市では関係機関の協力を得て、充実した地域医療の体制が整備される

とともに、がん対策などの先進的な施策を展開しています。

(6) 充実した子育て・教育環境

本市は、安心して子どもを産み育てることができるよう、育児と仕事の両立をサポートできる体制づくりに力を注いできました。特に、保育環境の整備においては、認可保育所等の定員増や分園の開所、既存認可保育所等の積極的な受入れの拡大などに取り組み、「保育所等待機児童ゼロ」（厚生労働省報告基準）を達成しました。

また、本市は、子どもたちの豊かな学び・成長を促すために、質の高い充実した教育環境を整えてきました。特に、一人ひとりの児童に丁寧な学習指導や生徒指導を行うことを目的とした市立小学校全学年での 35 人以下学級編制を大阪府内で最初に実施するとともに、連携型小中一貫教育を全校区で実施しています。

さらに、中学生の健やかな成長と保護者の子育てを支えるための全市立中学校での栄養バランスのとれた完全給食の実施など、子どもたちが健やかに育つ環境が整備されています。

(7) 活発な市民活動

本市では、コミュニティ市民会議や 32 の地区コミュニティ組織により、コミュニティ活動の推進が図られており、19 か所のコミュニティセンターでは自主運営が行われ、13 か所の公民館を含めたこれらの拠点では活発なコミュニティ活動、生涯学習活動が展開されています。

また、文化団体やスポーツ団体が活発に活動するなど、市民による文化振興・スポーツ振興が図られるとともに、市民公益活動サポートセンターやボランティア・市民活動センターの活動により、市民公益活動やボランティア活動の推進が図られています。

さらに、本市では市民が主体となって「高槻まつり」や「高槻ジャズストリート」、「このぼりフェスタ 1000」などの大規模なイベントが実施されています。

3 土地利用の状況

土地利用は山林が市域の 47.6%、市街地が 28.6%、農地が 8.3%、普通緑地*が 5.3%、その他が 10.2%となっています（平成 27 年都市計画基礎調査）。

※普通緑地：公園緑地、運動場・遊園地、学校、社寺敷地・公開庭園、墓地

4 人口・財政の状況

(1) 近年の人口の推移

我が国の人口は減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、総人口の減少が続くことが予想されています。

本市においても、平成 21（2009）年以降の人口の推移を住民基本台帳人口ベースで見ると、緩やかな減少傾向にあります。年齢階層別にみると、0 歳から 14 歳までの年少人口は微減傾向となっており、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は約 2 万 3 千人減少しています。また、65 歳以上の老年人口は、平成 21（2009）年以降の 9 年間で約 2 万 1 千人の増加となっています。これは、いわゆる「団塊の世代」が 65 歳以上となったことや、本市からの転出者の数が転入者の数を上回る社会減によるものと考えられます。

近年の出生数・死亡数の推移をみると、出生数については年により増減はあるものの、長期的にみて減少傾向にあります。このため、高齢化の進行とあいまって、我が国全体の傾向と同様に、平成 24（2012）年に出生数を死亡数が上回る「自然減」の状況に転じています。

また、近年の転入数・転出数の動向をみると、転入数・転出数とも減少傾向にあり、5 歳から 19 歳までの世代で転入超過が見られるものの、市全体では、転出数が転入数を上回る「社会減」の状況にあります。

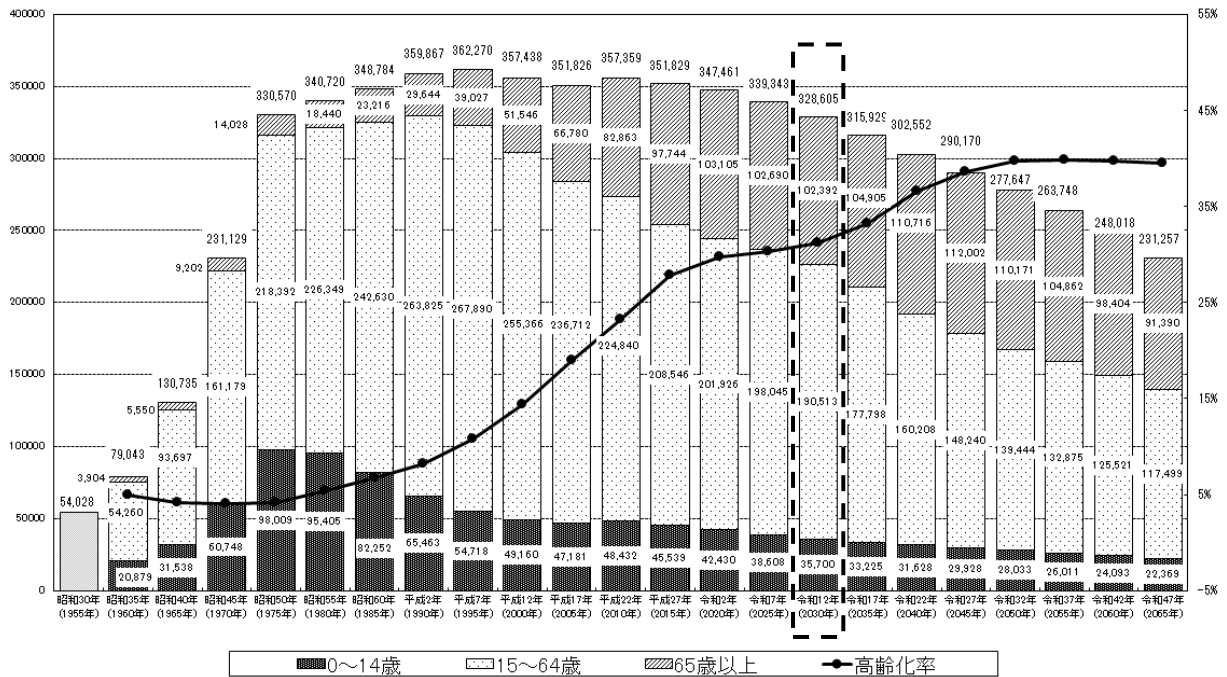
少子高齢化・人口減少が進むと、税収の減少や福祉に関する費用である扶助費の増加が想定されるため、今後も市民の暮らしを支える行政サービスを維持していくためには、社会の担い手である「働く世代」に選ばれるまちであることが必要です。そこで本市では、「子育て」、「教育」を始めとした定住促進につながる施策の充実に力を注いできました。今後も、住みやすいと思われるまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 将来人口推計

本計画の目標年度である令和 12（2030）年時点における本市の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している資料では、323,781 人と推計されています。

また、この推計を用い、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が作成したデータでは、今後、社会動態をゼロと仮定した場合、令和 12（2030）年時点における推計人口は 328,605 人と推計されています（図 1）。

(図1) 人口推移・将来人口推計



出典:平成27年までは総務省「国勢調査」による。令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」を基に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が作成した「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等(令和元年6月版)」から引用(社会動態がゼロと仮定して作成)。

(3) 財政の状況

本市は、全国に先駆ける形で、昭和61年に行財政改革大綱を策定し、以降、全9次にわたる行財政改革大綱実施計画に基づき、行財政改革の取組を推進してきました。

歳出の削減努力を積み重ねてきた結果として、今日の健全な財政が堅持されていることは、これまでの行財政改革における大きな成果と捉えています。

そのような中、本市の平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの決算をみると、基幹収入である市税はやや増加しているものの、高齢化の進行等により扶助費はそれを上回る割合で増加していることなどから、財政の弾力性を示す経常収支比率は、上昇傾向となっており、少しずつではありますが財政の硬直化が進んでいます。

また、市債や積立金の現在高は、おおむね横ばいを維持しておりましたが、平成30(2018)年度において、大阪府北部地震や台風第21号などの災害対応とともに、ごみ処理施設の更新に多くの費用を要したため、平成26(2014)年度と比べ、積立金現在高は減少し、市債現在高は増加しています。

こうした厳しい状況においても、本市は輝く未来の実現に向けて、持続的な成長へつなげるため、平成29(2017)年9月に「『高槻市みらいのための経営革新』に向けた改

革方針」を策定し、歳入改革・歳出改革を始めとした改革に取り組んでいるところであり、引き続き、健全財政を堅持していくための取組を進める必要があります。

平成26年度～平成30年度の決算状況

(単位：億円、%)

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 歳入 | 市税 | 498.4 | 500.1 | 501.0 | 501.1 | 504.2 |
| | 譲与税・交付税・各種交付金 | 170.6 | 189.2 | 171.0 | 176.8 | 174.4 |
| | 国・府支出金 | 294.3 | 317.7 | 313.4 | 341.8 | 325.7 |
| | 市債 | 82.7 | 78.2 | 72.5 | 40.2 | 109.7 |
| | その他収入 | 91.2 | 93.4 | 78.2 | 75.3 | 129.3 |
| | 歳入総額(a) | 1,137.1 | 1,178.5 | 1,136.1 | 1,135.2 | 1,243.2 |
| 歳出 | 人件費 | 196.1 | 202.3 | 197.6 | 198.4 | 198.1 |
| | 公債費 | 72.2 | 69.5 | 74.8 | 73.7 | 74.1 |
| | 扶助費 | 318.9 | 334.5 | 347.0 | 352.9 | 347.4 |
| | 維持補修費 | 17.4 | 21.8 | 18.2 | 17.2 | 16.0 |
| | 投資的経費 | 145.3 | 142.4 | 126.9 | 113.8 | 217.9 |
| | その他支出 | 369.7 | 392.2 | 358.2 | 358.2 | 364.1 |
| | 歳出総額(b) | 1,119.7 | 1,162.6 | 1,122.6 | 1,114.1 | 1,217.5 |
| 歳入歳出差引(a)-(b):(c) | 17.4 | 15.9 | 13.5 | 21.1 | 25.7 | |
| 翌年度へ繰り越すべき財源(d) | 13.2 | 9.5 | 4.2 | 8.7 | 20.7 | |
| 実質収支(c)-(d):(e) | 4.2 | 6.4 | 9.3 | 12.4 | 5.0 | |
| 経常収支比率 | 93.8 | 93.3 | 94.9 | 94.8 | 94.9 | |
| 市債現在高 | 504.9 | 517.7 | 518.7 | 487.8 | 525.4 | |
| 積立金現在高 | 386.6 | 389.9 | 389.9 | 391.4 | 347.4 | |

(4) 財政の見通し

本市の税構造上、個人市民税と固定資産税が大きな柱となっており、法人市民税の占める割合が少ないことから、景気に大きく影響されない強みはあるものの、高齢化の進行等により、生産年齢人口の減少が予想され、市税の大幅な増加は見込めない状況です。

一方、歳出においては、更なる高齢化の進行により、社会保障経費の増加に加え、本市の人口急増期に整備した多くの公共施設の大規模改修・更新等の対応など、様々な財政需要の増加が見込まれ、厳しい財政状況は今後も続くことが予想されます。

5 高槻市を取り巻く社会環境

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

平成20(2008)年をピークとして我が国の総人口は長期の減少過程に入り、令和35(2053)年には1億人を割り込むことが予測され、人口構造については年少人口が年々減少する一方で、65歳以上の老年人口の増加は続いています。

本市においても、人口減少と少子高齢化の進行により、消費の縮小や税収の減少など、市域全体の経済の縮小に加え、地域活動の担い手の減少や空家の増加など、地域活力の低下が懸念されます。

国は人口減少や東京圏への過度の人口集中に歯止めをかけるため、平成26(2014)年

に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、本市においても、平成 28（2016）年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。本市においても引き続き、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備や安心して暮らすことができるまちづくりなど、地方創生の推進に資する取組が求められています。

高齢化への対応としては、増加が見込まれる介護や生活支援などへの対応とともに、高齢者ができる限り長く元気で、就業の場や地域社会において活躍できる環境づくりが求められており、健康増進・社会参加の機会を通じて、生きがい、健康維持、孤立防止等につなげることが重要です。

さらに、高齢者世帯も含め、単身世帯や夫婦のみ世帯も増加傾向にあるほか、共働き世帯の増加や、晩婚化・未婚化の進行など、ライフスタイルや価値観の多様化を踏まえ、各種の施策を推進する必要があります。

(2) 自然災害の増加

我が国は、自然的条件から、台風、地震が発生しやすい国土となっており、近年、特に甚大な被害をもたらす大規模な災害が相次いでいます。

今後も、地球温暖化による気候変動に伴う台風や集中豪雨の増加、南海トラフ巨大地震や直下型地震の発生が危惧されており、これまで以上に大きな災害にも対処できるような災害に強い、強靱なまちづくりが求められています。

一方、災害対策を行政による「公助」だけで行うことには限界があり、特に発災時には自分の命は自分で守る「自助」や近所や地域でお互い助け合う「共助」が大変重要です。市民の防災意識の向上を図り、一人ひとりが災害への備えを行った上で、地域全体で防災活動に取り組んでいくことが求められます。

(3) 子育て、教育環境の変化

少子高齢・人口減少社会にある我が国において、未来を担うすべての子どもたちが尊重され、生き生きと暮らせる環境づくりを行っていくことは重要です。そのような中、核家族化に加え両親ともに働く世帯が主流となっており、安心して子どもを預けられる環境整備が一層求められています。このような状況を受け、国においては、子ども・子育て支援新制度の施行や令和元（2019）年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化などの対策がなされており、出生率の向上に向け、今後、一層子育て支援が充実していくことが見込まれます。

一方で、いじめ、不登校児童の増加といった子どもを取り巻く課題への対応のほか、虐待、貧困の増加など子どもを育てる家庭における課題への対応、子どもや家庭を支える地域力の強化などが求められています。

(4) 情報社会の進展

近年、スマートフォンを始めとしたICT機器の急速な普及に伴って、子どもから高齢者まで幅広くインターネットが利用されるようになりました。これを受け、行政は市民の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を一層図るため、電子申請やペーパーレス化など、デジタル化の推進が求められています。また、データの利活用を促進し、経済成長やイノベーションにつなげていくための仕組みを整えていくことが求められています。さらに、今後、マイナンバーカードの普及により、市民の利便性の向上や行政事務の効率化が期待されています。

一方で、サイバー犯罪、個人情報の流出などの問題に加え、子どもたちがSNS等を利用することで生じる課題も指摘されており、情報セキュリティの強化、情報漏洩の対策、情報モラル教育の充実などが求められています。

(5) 持続可能な社会づくり

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において、持続可能な開発目標 (SDGs = Sustainable Development Goals) が全会一致で可決されました。SDGs は、「誰ひとり取り残さない (No one will be left behind)」社会の実現を目指すための国際目標であり、環境の保護や貧困の撲滅、ジェンダーの平等などの包摂性のある 17 のゴールを設定しています。途上国だけでなく、全ての国連加盟国、地域が取り組むべきものとされており、これを受け、様々な取組が世界各地で進められています。

我が国においても、持続可能な社会づくりに向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が進められており、本市においても、SDGs の目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。

6 市民の意識

まちづくりに関する市民意識を把握し、市民のまちづくりに対する思いを総合計画に取り入れ、市民とともにまちづくりを進めていくため、平成 30（2018）年度に市民アンケートを実施しました。

市民アンケートの概要

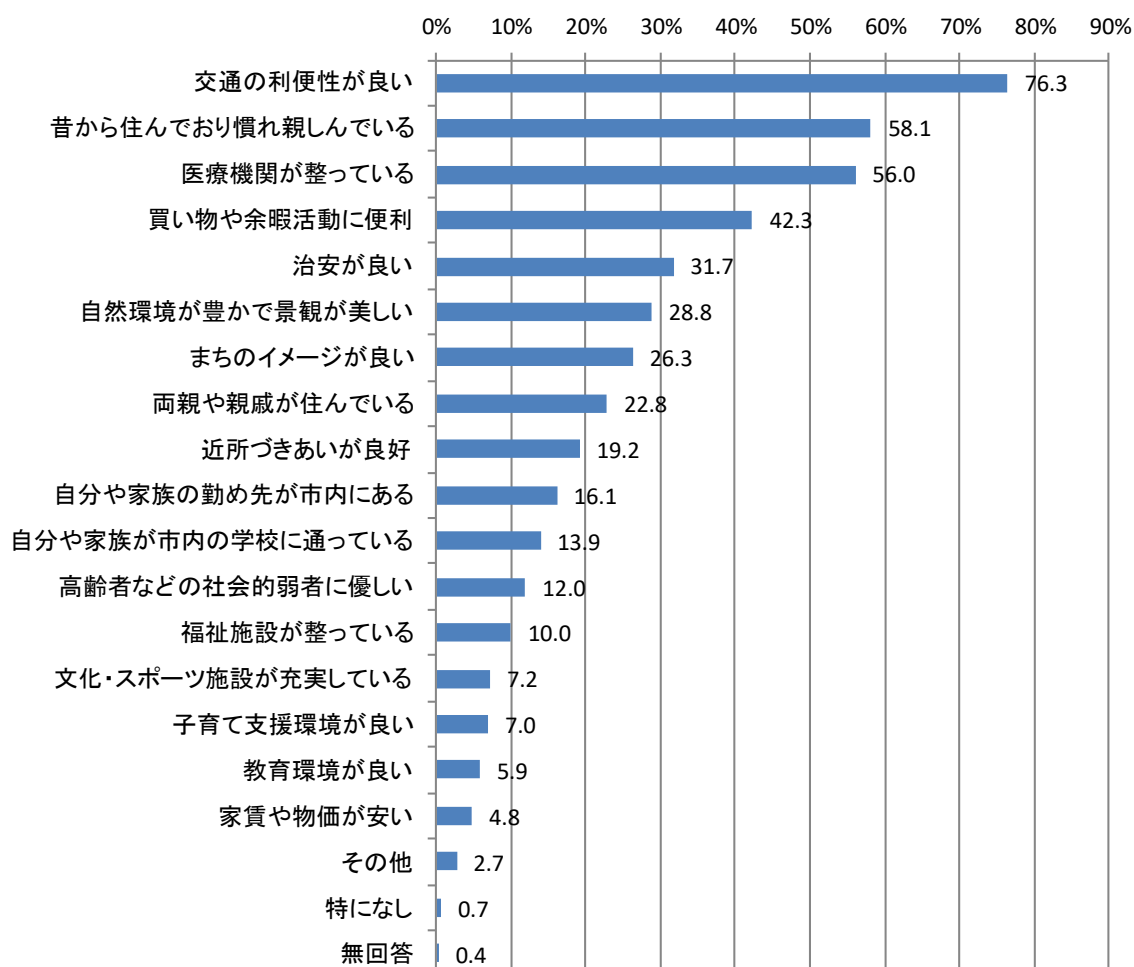
平成 30 年 10～11 月実施、18 歳以上の市民 5,000 人に送付、回収数 2,358 人、回収率 47.2%

(1) 住み続けたい理由

定住意向の設問では、「今後も住み続けたい」が 82.2%で最も多くなっています。

「今後も住み続けたい」と回答された方にその理由を尋ねたところ（図表 1）、「交通の利便性が良い」が 76.3%と最も多く、次いで「昔から住んでおり慣れ親しんでいる」が 58.1%、「医療機関が整っている」が 56.0%、「買い物や余暇活動に便利」が 42.3%、「治安が良い」が 31.7%、「自然環境が豊かで景観が美しい」が 28.8%などとなっています。

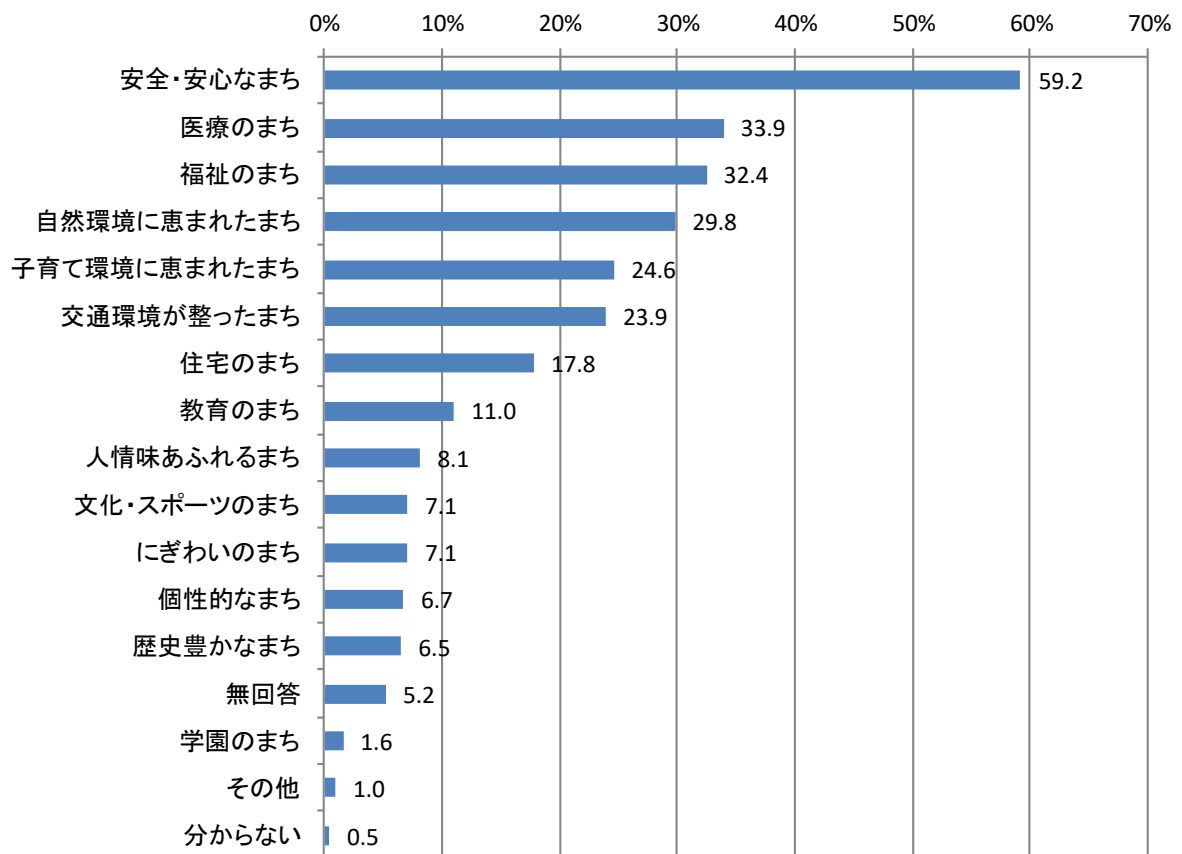
図表 1 【住み続けたい理由】



(2) まちの発展のイメージ

本市がどのようなまちに発展していくことを望むかという設問（図表2）では、「安全・安心なまち」が59.2%と最も多く、次いで「医療のまち」が33.9%、「福祉のまち」が32.4%、「自然環境に恵まれたまち」が29.8%、「子育て環境に恵まれたまち」が24.6%、「交通環境が整ったまち」が23.9%などとなっています。

図表2 【まちの発展のイメージ】



基本構想

私たちのまち高槻は、北摂山系の美しい山並みや淀川、芥川などの豊かな水とみどりに恵まれ、先人の英知と努力によって、豊かな歴史と文化を育んできました。

これを継承し、更に発展させるため、第6次高槻市総合計画では、高槻市の特長や社会環境などを踏まえ、令和12（2030）年度を目標年次として、次に掲げる将来の都市像が実現することを目指します。

1 憩いの空間で快適に暮らせるまち

利便性の高い都市空間が形成されるとともに、ゆとりとうるおいのある良好な住環境が保たれています。このような環境の下、市民が快適に暮らせるまちになっています。また、市外の人々から住みたいと思われる、調和のとれた風格のあるまちになっています。

2 安全で安心して暮らせるまち

行政と市民が協力して強靱なまちづくりを進めるとともに、非常時のサポート体制も整い、子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が安全に暮らすことができるまちになっています。

さらに、犯罪の抑止や消費者意識の向上が図られ、安心して暮らせるまちになっています。

3 子育て・教育の環境が整ったまち

若い世代のニーズに応え、子育て支援や教育環境の更なる充実が図られており、子どもたちが健やかにのびのびと育つ環境が整うとともに、あらゆる世代の市民が互いに学び合えるまちになっています。

4 健やかに暮らし、ともに支え合うまち

市民が自ら健康づくりに取り組み、十分な医療体制が整っていることで、一人ひとりが健やかに暮らせるまちになっています。また、地域で支え合い、高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちになっています。

5 行き交う人々でにぎわう魅力あるまち

本市の有する歴史・文化や緑豊かな自然環境などをいかし、その魅力を発信することで、国内外から多くの人々が訪れるとともに、産業が活発で、にぎわいのあるまちになっています。

6 良好な環境が形成されるまち

北摂山系の美しい山並みや芥川・淀川などを始め、森林や都市のみどりが保全され、水

とみどり豊かな良好な自然環境に恵まれたまちになっています。

さらに、廃棄物が循環的に利用されるなど、持続可能なまちになっています。

7 地域に元気があって市民生活が充実したまち

一人ひとりの人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らせるとともに、地域に愛着をもつ多くの市民が、コミュニティ活動やボランティア・NPO活動などに参加し、活気のあるまちになっています。

さらに、あらゆる世代の市民が文化芸術やスポーツに親しみ、充実した暮らしを送ることができるまちになっています。

8 効果的な行財政運営が行われているまち

輝く未来に向けて、「強い財政」「強い組織」の下、効果的で効率的な未来志向の魅力あるまちづくりが推進されることで、誰もが住みたいと思うまちになっています。

基本計画

第1章 基本計画の概要

1 基本計画の位置付け

基本計画は、基本構想に掲げる将来の都市像の実現に向けた本市の方向性を体系的に示すものです。

2 計画の構成

基本計画は本章の概要、第2章の施策体系別計画で構成します。

第2章 施策体系別計画

基本構想を踏まえ、8つの分野ごとに本市の取組の方向性を示します。

施策体系一覽

| 基本構想 | 基本計画 | |
|----------------------------|-----------------------------------|--|
| 1 憩いの空間で 快適に暮らせるまち | (分野1) 憩いの空間で 快適に暮らせるまち | 1-1 安全で快適な都市空間・住環境の創造 1-2 安全で利便性の高い道路空間・交通環境の創造 1-3 安全で快適な市営バスサービスの提供 1-4 安全・安心な水道水の安定供給 1-5 持続可能な下水道の運営 |
| 2 安全で安心して 暮らせるまち | (分野2) 安全で安心して 暮らせるまち | 2-1 災害に強く強靱なまちづくり 2-2 消防・救急体制の充実 2-3 防犯活動の推進と消費者の安全・安心の確保 |
| 3 子育て・教育の環境が 整ったまち | (分野3) 子育て・教育の環境が 整ったまち | 3-1 就学前児童の教育・保育の充実 3-2 子ども・子育て支援の充実 3-3 学校教育の充実 3-4 社会教育・青少年育成の充実 |
| 4 健やかに暮らし、 ともに支え合うまち | (分野4) 健やかに暮らし、 ともに支え合うまち | 4-1 市民の健康の確保 4-2 地域福祉の充実や生活困窮者への支援 4-3 高齢者福祉の充実 4-4 障がい者福祉の充実 |
| 5 行き交う人々にぎわう 魅力あるまち | (分野5) 行き交う人々にぎわう 魅力あるまち | 5-1 まちの魅力をいかしたにぎわいづくり 5-2 魅力あふれる公園づくり 5-3 農林業の振興 5-4 商工業の振興や雇用・就労の促進 |
| 6 良好な環境が 形成されるまち | (分野6) 良好な環境が 形成されるまち | 6-1 温暖化対策・緑化の推進 6-2 良好な環境の形成 6-3 廃棄物の排出抑制や循環的利用の推進 |
| 7 地域に元気があって 市民生活が充実したまち | (分野7) 地域に元気があって市民生活が 充実したまち | 7-1 市民参加・市民協働の推進 7-2 人権の尊重・男女共同参画社会の実現 7-3 文化芸術の振興や生涯学習の推進 7-4 スポーツの推進 |
| 8 効果的な行財政運営が 行われているまち | (分野8) 効果的な行財政運営が 行われているまち | 8-1 経営的行政運営の推進 8-2 アセットマネジメントの推進 |